

【H19 - 事例 4】 分別収集の徹底による廃棄物削減と再資源化の取組

事業所名	神奈川県立足柄上病院
事業内容	一般病院
事業規模	常勤職員数 356 名 非常勤職員数約 150 名 委託業務従事者数約 100 名 合計約 600 名 病床数 296 床
廃棄物データ	特別管理産業廃棄物 発生量計：48.9 t（平成 18 年度実績）

1 取組の概要

足柄上病院は、県西地域における中核的な一般病院として救急医療にも対応し、質の高い医療及び安全で信頼性の高い良質の医療の提供に努めています。

足柄上病院で発生する廃棄物を適正に処理するため、「感染性廃棄物等管理規程」を随時見直ししながら、病院内の医療従事者、外来患者、入院患者及び見舞者等に周知徹底を図っています。

2001 年 3 月には ISO14001 を取得し、リサイクル率の向上に向けて取り組んでいます。

2 取組の内容

(1) 感染性廃棄物等管理規程の作成

足柄上病院では、感染性廃棄物を適正に処理し、環境の保全を図るとともに、二次感染事故を防止するために「感染性廃棄物等管理規程」(以下「規程」という。)を作成しており、随時その内容の見直ししながら、病院内の医療従事者、外来患者、入院患者及び見舞者などに周知徹底を図っています。

この規程では、「特別管理産業(一般)廃棄物処理実施細目」と「産業(一般)廃棄物処理実施細目」を定め、廃棄物の種類別に一次保管方法、最終保管方法、中間処理の方法を示しています。

2004. 11. 1

特別管理産業(一般)廃棄物処理実施細目

品	廃棄物の種類	分類	一次保管	最終保管	中間処理の方法
特別管理産業廃棄物	血液等が付着した鋭利なもの(注射針、輸針、カテーテル等)	金属屑 ガラス屑	バイオバイオマークの表示された20L缶・50L缶(缶あいはかり容器)	バイオバイオマークの表示された20L缶・50L缶(缶あいはかり容器)	受託業者による焼却処理または溶融処理
	内部を洗浄できないバイアル等ビン類		保管場所 感染性廃棄物保管倉庫		
産業廃棄物	チューブ・注射器等ディスプレイ製品等	廃プラスチック類	バイオバイオマークの表示された80L・50Lの容器(付添紙あいはかり容器「バイオ」)	バイオバイオマークの表示された80L・50Lの容器(付添紙あいはかり容器「バイオ」)	受託業者による焼却処理または溶融処理
	内部を洗浄できないプラスチックボトル		保管場所 感染性廃棄物保管倉庫		
特別管理一般廃棄物	病理検査等に使用した試験管・シャーレ等	ガラス屑 廃プラスチック類	感染性廃棄物表示の密閉容器	不燃物用コンテナ	院内オートクレーブにより滅菌(中間処理)中間処理後は、産業廃棄物として埋立処分
	キシレン等検査廃液	廃アルカリ	密閉容器	密閉容器	受託業者による焼却処理
特別管理一般廃棄物	血液・血液製剤・血液等が付着した脱脂綿、包帯、ガーゼ、紙類等の可燃物 紙オムツ	一般廃棄物	バイオバイオマークの表示された80L・50Lの容器(付添紙あいはかり容器「バイオ」)	バイオバイオマークの表示された80L・50Lの容器(付添紙あいはかり容器「バイオ」)	受託業者による焼却処理または溶融処理
	手術等により抽出された臓器・組織	一般廃棄物	ホルマリン固定後ビン詰	ホルマリン固定後ビン詰	受託業者による焼却処理
特別管理一般廃棄物	検査培地	一般廃棄物	感染性廃棄物表示のビニール袋	一般廃棄物として可燃物集積場	院内オートクレーブにより滅菌(中間処理)中間処理後は、一般廃棄物として受託業者による焼却処理
			保管場所 可燃物集積場		

特別管理産業(一般)廃棄物処理実施細目

(4) 感染性廃棄物の分別排出

感染性廃棄物のうち、鋭利な注射針やメス等については、バイオハザードマークが表示されたポリ容器に入れて排出しています。このポリ容器は、一度蓋を閉めると開かない密閉容器を使用しています。

チューブ等の内部を洗浄できないプラスチック製品については、黒のポリ袋に入れ、さらにこのポリ袋をバイオハザードマークが表示されたダンボール箱に入れて排出しています。黒のポリ袋は、汚染された廃棄物であることを示すとともに院内の美観を保持する目的があります。

病院内各所から排出された感染性廃棄物は、病院敷地内の感染性廃棄物保管倉庫に保管され、ここで収集運搬業者に引き渡されます。



処置室内での分別排出



感染性廃プラスチックの倉庫保管

(5) 産業（一般）廃棄物の分別排出

外来病棟や入院病棟においては、廃棄物の分別が容易にできるように種類別の専用容器を設置して、外来患者、入院患者及び見舞者に分別排出の協力を求めています。

病院内各所から分別排出された資源や一般ごみ（可燃ごみ）についても、病院敷地内の保管倉庫に保管された後、収集運搬業者に引き渡されます。



外来病棟での分別排出



紙類の倉庫保管

3 問題の解決に苦労した点

病院から排出される廃棄物という特性上、一度排出されたごみを分別することは困難です。また、感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入した場合は、全て感染性廃棄物として処理されてしまいます。このため、ごみの発生段階でどれだけ分別を徹底できるかが、リサイクル率の向上や処理経費の削減の鍵となります。

病院職員に対する研修会は、勤務が3交代制であることを考慮して、数回に分けて実施して分別排出の周知徹底を図っています。新規の清掃・収集運搬・処理業者に対しては、病院としての廃棄物の分別・保管・搬出方法等について周知を徹底しています。

外来病棟や入院病棟における廃棄物の分別排出に関しては、燃やせるごみを「一般ごみ」と表記しています。これは、「燃やせるごみ」と表記した場合、他の分別区分を確認する前に資源として分別されるべき新聞やペットボトル等が「燃やせるごみ」に排出されることを防ぐためです。

4 取組の成果

職員の分別排出の意識は向上しており、平成17年度におけるリサイクル率*は20.0%でしたが、平成18年度は26.7%に向上しました。

*リサイクル率：リサイクルごみ / (焼却ごみ + リサイクルごみ)

5 今後の取組

今後、さらに分別排出の周知徹底を図ります。特に、シュレッダー屑、郵便や宅配便の梱包、チラシ、パンフレット、冊子のリサイクルを徹底させます。

そして、平成19年度のリサイクル率目標は、平成18年度における県立病院6施設の平均リサイクル率44.5%を上回る46%を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいます。